

習志野市地域福祉計画（令和2年度～令和7年度）の策定について

1. 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、各市町村が策定し公表するよう努めることとされている。（努力義務）

地域福祉計画には、地域福祉の推進に関する事項として、

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項
- を一体的に定めることとされている。

2. 地域福祉計画策定の目的

全ての市民が、人と人との絆を深めながら共に生き、互いに支え合う地域づくりを進めるため、本市の地域福祉のビジョンを示し、市民・団体・事業者・行政それぞれの地域福祉社会構築に向けた役割を明確にする。

3. 他の計画との関係

地域福祉計画と基本構想・基本計画との関係は図1のとおり。また、福祉に関する総合的な計画としての位置づけとなるため、「障がい者基本計画・障がい福祉計画」や「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」をはじめ、子育て支援の総合計画である「子ども・子育て支援事業計画」など、他の計画との整合を図る必要がある。

(図1)

